練馬区立開進第三中学校「学校いじめ防止基本方針」

1　本校の基本姿勢

(1)いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。

(2)いじめはどの生徒にも、本校においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2　対策方針の基本的な考え方

(1)管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるのは、第一に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導に当たる。

(2)いじめの未然防止・早期発見に向け、相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。

(3)いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化する。第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3　学校の取組

(1)学校いじめの防止基本方針の策定と組織等の設置

①いじめ防止方針

ア　学校の教育目標の一つである「助け合う人」からいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ　学校の教育目標の一つである「心豊かな人」から生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ　保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動を支援する。

エ　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・生徒会からの呼びかけによるポスター・標語・シンボルマーク作り等を実施する。

オ　いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合に、適切に対応し、さらにその再発防止に努める。

カ　生徒の主体的な活動の促進

○朝礼等での生徒会からのいじめに関する呼びかけ。

○生徒会の主催により、各学年・学級でポスター・標語・シンボルマーク作り等を全校生徒に呼びかけるなど、いじめ防止の取組を通して何ができるのかを考える機会を作る。

キ　いじめ早期発見のための措置

○生徒対象アンケート調査

いじめを早期に発見するための､在籍する生徒に対する定期的な調査(年３回)。

○教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（年４回）。

ク　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○インターネットや携帯電話が有するメディアの特性、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避に関する知識、個人情報・プライバシーの管理、ネット上のいじめが発生する心理的な背景や特徴、不適切な書き込みをすることの重要性やその悪影響（インターネット独自の隠語等）、人権被害者、著作権や肖像権に関する対応、有害情報に関する対処について理解するとともに、情報モラル教室を実施する。また、事例研究等を通した発生時の対応策等を研修するとともに、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な内容と安全に活用する技術を身に付ける。

○いじめ防止については、生徒会が中心となり主体的な活動を推進し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。特に、ＳＮＳの利用に関しては、教員の指導のもと、生徒同士が話し合って「ＳＮＳ開進第三中学校ルール」を平成２８年度に作成し活用している。

②　いじめ防止等の対策のための組織の設置　＜いじめ問題対策委員会＞

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う組織を設置する。

○いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）。

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深めさせること。

〔いじめ問題対策委員会　構成員（企画運営委員会他）〕

校長・副校長・主幹教諭（教務主任・生活指導主任・進路学習主任）

学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・（心のふれあい相談員）

〔平成 28 年度 4 月より、学校いじめ対策推進教員を設置〕

③　重大事案への対処を行うための組織の設置

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

ア　重大事態が発生した旨を、練馬区教育委員会に速やかに報告する。

イ　教育委員会と協議の上、いじめ問題対策委員会を設置する。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(2)　いじめの防止

①　学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

②　道徳教育の推進及び人間関係構築能力等の育成

ア　社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

イ　人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること、互いの人格を尊重し合える態度を育成することなど、心の通う人間関係を構築する能力を養えるよう教育活動全体を通じて豊かな心の育成に取り組む。

③　情報モラル教育の充実

ア　道徳科の時間や特別活動、学校行事、技術科を通じて、情報モラルに関する指導の充実を図る。

イ　生徒がインターネットや携帯電話等の利便性､情報通信機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断やルール・マナーを守ろうとする態度、トラブルや犯罪に遭わないための対策及び危険を回避する能力や態度、個人情報（写真や動画の扱いを含む）の管理、匿名性の排除、携帯電話等の悪用による誹謗・中傷や興味本位による個人情報の公開は絶対に許されない行為であること等が学べるよう、系統的・体系的な教育課程を編成するなど、外部人材の協力も得ながら適切に指導する。

ウ　コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進

○生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

○体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実させる。

エ　自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実

○生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感を高めるための教育活動を充実させる。

○生徒が授業に参加できる場面で活躍できるよう授業改善に努め、自分が認めてもらっていることや自分も大切にされているといった自己有用感を得られるようにする。

④　生徒の主体的な活動の促進

ア　中学校の生徒会

○生徒自ら望ましい人間関係を構築するための具体的な行動を実践するとともに生徒が自発的、自治的にいじめを考え自ら改善に向けた主体的な活動を推進できるよう指導する。

イ　「いじめ」の防止・克服に向けた取組の支援

○「いじめを見て見ぬふりをしない」ための指導や生徒同士が互いを尊重する

ことを自覚させる指導を行うとともに、ふれあい（いじめ防止強化）月間（以後、「ふれあい月間」という。）やいじめ一掃プロジェクト等でいじめ防止や克服に向けた取組を支援する。

⑤　教職員の指導力の向上

ア　いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上

○教職員がいじめの兆しを見逃さず、適切に対応する力の向上を図る。

○校内で、学校の「いじめ防止基本方針」及び「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」、練馬区版「いじめ対応のポイント」、国や都の基本方針等を活用して、いじめの構造等をはじめとしたいじめ問題に対する正しい理解を深める研修、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等を向上させる研修を実施するとともに、個々の生徒への指導の充実を図る。

イ　教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施

○教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意するとともに、体罰についても、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となり得ることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

○子どもの人権を侵害する行為については、校内にそのような行為を許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い未然防止を図る環境を整える。

(3)　いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

ア　調査等による把握

○年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施する。

○ふれあい月間時に区全体の調査、また毎月、生徒からの声や思いや願いを聞き取ることや、いじめの状況等を把握するための学校独自の調査を行うなど、どの学校にもいじめは起こり得るとの認識の下、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握する。

イ　教職員による把握

健康観察時や休み時間及び放課後の雑談などで生徒と関わる中で、友人関係の悩みを把握し、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることで、いじめの助長につながることへの気付きや、いじめを把握する意識を高く保持していけるようにする。

②教育相談の充実

ア　生徒が相談しやすい校内の体制

相談週間の設定や相談箱などの設置により、生徒が相談する相手を選ぶことができるようにし、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりを体系的・計画的に推進する。

イ　スクールカンセラーや心のふれあい相談員との関わり

生徒が躊躇することなく、相談できるようにするため、いじめ等の認知件数が増加する傾向のある学年の生徒との関わりの場づくりに努める。

ウ　多面的な相談体制の構築

校内組織に校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

③保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

ア　自校のいじめの実態や対応方針等について

〇いじめ問題の重要性について認識を広めるとともに、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報共有に努める。

〇保護者、地域等が連携して、いじめ問題について協議する機会を設けるなどの対策を推進し、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするための学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

イ　情報モラルに関する啓発

〇（SNS ソーシャルネットワーキングサービス）、メールを利用したいじめに関して､保護者と使用状況や実態等について共通認識をもつ場を設定する。

〇インターネットや携帯電話等の必要性・危険性について生徒と話し合い、家庭内でのルール、より望ましい利用のあり方等を共に考えていく意識が高まるよう、次の情報提供及び啓発を促進し、多くの保護者に周知徹底できるよう工夫する。

・インターネットや携帯電話等を使いこなす力（ルールやマナーを守る社会性、責任感、自制心等）や利用時間を考えさせる。

・インターネットや携帯電話等の利用に伴う注意点として、有害情報の存在、情報の拡散性、だまされる危険性、匿名性への誤解、依存の問題などについて考えさせる。

・アプリのダウンロードや新規購入、利用方法や料金プランに関するルール作り、トラブル防止のためのルール作り等を家庭内で行い、生徒の使用状況及び実態等を把握し、ルールを定期的に見直すなど指導や助言を行い考えさせる。

・生徒が犯罪の被害者にも加害者にもなる可能性があることについて考えさせる。

(4)　学校におけるいじめ防止等の取組の点検

①学校いじめ防止基本法の点検・見直し

設置した組織等は、今後、実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

②定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめの問題に取り組めるようにする。

③学校評価等を通した教職員による評価及び改善

ア　日頃から生徒の理解に努め、未然防止や早期発見などいじめ問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況について定期的に評価し、評価結果を基に改善する。

イ　いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

〇いじめの早期発見に関する取組に関すること。

〇いじめの再発を防止するための取組に関すること。

④生徒及び保護者等の評価および参画

ア　生徒及び保護者等が、学校関係者評価等を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や設置した組織について定期的に評価する。

イ　生徒及び保護者がいじめ問題の具体的な取組や実施計画、実施体制等に参画できる機会や場を設ける。